

健康・医療戦略室の設置に関する規則

〔平成25年2月22日〕
内閣総理大臣決定

(設置及び任務)

第1条 健康・医療に関する成長戦略の推進に係る企画及び立案並びに総合調整に関する事務を処理するため、内閣官房に、健康・医療戦略室（以下「戦略室」という。）を置く。

(組織)

第2条 戦略室に、室長、次長、参事官、企画官その他所要の室員を置く。

- 2 室長は、内閣総理大臣補佐官をもって充てる。
- 3 室長は、戦略室の事務を掌理する。
- 4 次長は、室長を助け、戦略室の事務を整理する。
- 5 参事官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画する。
- 6 企画官は、命を受けて、特定事項の調査、企画及び立案に関する事務に従事する。
- 7 参事官、企画官及び室員は、非常勤とすることができる。

(健康・医療戦略参与)

第3条 戦略室に、健康・医療戦略参与（以下「戦略参与」）を置くことができる。

- 2 戦略参与は、命を受けて、戦略室の所掌に係る専門的事項について、意見を具申する。
- 3 戦略参与は、非常勤とする。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、戦略室の内部組織に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年2月22日から実施する。
- 2 医療イノベーション推進室の設置に関する規則（平成23年1月6日内閣総理大臣決定）は、廃止する。